

議案第40号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～19 [略]		1～19 [略]	
20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	[略]	20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	[略]
21～51の4 [略]		21～51の4 [略]	
51の5 <u>法第12条第8項</u> に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付	[略]	51の5 法第12条第7項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付	[略]
51の6 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置	1通につき 400円		

の指定に係る図面の写しの交付	
5 1 の 7 [略]	5 1 の 6 [略]
5 2 ～ 8 0 [略]	5 2 ～ 8 0 [略]
備考 [略]	備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第5 1 の5 項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第5 1 の6 項の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。